

8 福薬業発第 2 4 2 号

令和 8 年 8 月 3 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 竹野 将行

生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用に関する取組の推進について
(協力依頼)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、福岡県福祉こども政策部保護・援護課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知では、生活保護受給者が医療機関を受診する際または薬局を利用する際には、原則としてお薬手帳を持参し、薬局では電子処方箋管理サービスの薬剤情報またはお薬手帳を活用して服薬状況等を確認するとともに、お薬手帳を持参しない患者には必要な調剤を行いつつ、持参するよう指導・助言を行うこととされています。別添 1 に記載の郡部事務所の生活保護受給者については、令和 9 年 1 月以降、3 回指導・助言を行っても改善が見られない場合は、関係機関へ連絡するよう示されています。

また、福祉事務所から薬剤一覧を持参した患者が来局した際には、服薬状況の確認、服薬管理方法の見直しに向けた助言・指導、必要に応じた処方医への疑義照会・相談等の専門的な対応を行うこととされています。

つきましては、別添通知をご確認のうえ、貴会会員へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、患者への案内の際は、「別紙 1：【福岡県版】周知リーフレット」をご活用くださいますようお願いいたします。

8 保 援 第 1 9 2 5 号
令和 8 年 8 月 2 8 日

公益社団法人 福岡県薬剤師会 会長 殿

福岡県福祉こども政策部保護・援護課長
(保 護 医 療 係)



生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用に関する取組の推進について（協力依頼）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施につきましては、平素より格段の御高配を賜るとともに、本県における重複投薬や多剤投与（以下「重複投薬・多剤投与」という。）の適正化に向けた取組に多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、被保護者は、高齢化が進行するとともに、他制度と比べ、外来受診者の 1 人当たり薬剤数が多く、重複投薬の割合も高い傾向にあります。

こうした中、医薬品の適正使用の一層の推進を図る観点から、厚生労働省より「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」の全部改正について（令和 8 年 3 月 6 日社援保発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「厚労省通知」という。）が発出されました。

これを受け、本県においては、お薬手帳の活用など医薬品の適正使用のための取組の充実・強化を図ることとしていますが、医薬品の適正使用の取組は、専門的な知識・判断を要するものであることは言うまでもなく、医療現場の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

つきましては、下記のとおり、本県の取組の内容について御了知の上、貴会会員への周知及び本県の取組への御協力に特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、県内各市においても、厚労省通知に基づき、同様の取組が行われることとなりますので、県内各市が行う取組についても、本県の取組と同様に必要な御協力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 医療機関等における電子処方箋管理サービス・お薬手帳の活用について

（1）厚労省通知に基づく取組の概要

- ① 被保護者について、医療機関を受診し、又は薬局を利用する際には、お薬手帳（患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳をいう（1冊の手

帳で管理するものに限る)。いわゆる「電子版お薬手帳」を含む。以下同じ。)を持参し、医師等の求めに応じて提示することを原則とすること。

- ② 医師等は、医療保険と医療扶助のいずれの給付に関しても、診察時及び調剤時に、患者の服薬状況及び薬剤服用歴(以下「服薬状況等」という。)を確認しなければならないこととされている。その上で、薬局における電子処方箋システムの普及状況や、生活保護受給者についてお薬手帳の持参を原則とする取扱いを踏まえ、医療扶助の給付に当たっては、問診等や薬局で保有している当該被保護者の薬剤服用歴の記録による確認に加えて、電子処方箋管理サービスの薬剤情報又は被保護者が持参するお薬手帳を活用して、服薬状況等の確認を行うこと。

(2) 薬局にご協力いただきたい内容 ※別紙2フロー図参照

- ① 来局された患者の服薬状況等を確認する際には、電子処方箋管理サービスの薬剤情報又はお薬手帳の活用をお願いしたいこと。
- ② お薬手帳を持参しない患者には、必要な調剤を行いつつ、適切な調剤にはお薬手帳の持参が必要である旨を指導・助言いただくようお願いしたいこと。

また、本県の各郡部保健福祉(環境)事務所(別添1参照。以下「本県郡部事務所」という。)では、令和8年12月までに、お薬手帳の持参について、生活保護受給者に周知する予定としている。郡部に所在する薬局におかれては、令和9年1月以降3回指導・助言を行ってもなお改善が見られない場合に、本県郡部事務所へのご連絡をお願いしたいこと。(注1)

なお、本県郡部事務所以外の生活保護受給者にあつては、当該生活保護受給者に対する保護の実施機関となる県内各市の福祉事務所(別添2参照)が指導を行うこととなるので、まずは当該福祉事務所にご連絡をお願いしたいこと。

(注1) 郡部以外に所在する薬局におかれましても、本県郡部事務所の生活保護受給者が令和9年1月以降3回指導・助言を行ってもなお改善が見られない場合には、本県郡部事務所へのご連絡をお願いしたいこと。

2. 重複・多剤投与対策の充実・強化について

(1) 厚労省通知に基づく取組の概要

福祉事務所において、生活保護等版レセプト管理システムを活用するなどして、重複・多剤投与者を確認の上、被保護者に対し、これまでに処方・投与された「薬剤一覧」を手交し、薬局への相談を促すなど、医薬品の適正使用に向け、医療関係者による医学的・薬学的な対応(服薬に関する相談対応、患者に対する服薬管理方法の見直しに向けた助言・指導、処方内容の調整等)につなげること。

なお、多剤投与対策の対象者を選定するためのスクリーニングは一律の基準を用いて行

うが、複数種類の医薬品の投与の適否については一概に判断できないため、一律に一定種類以上の医薬品の投与を是正することを目的とした取組は適当ではないことに留意が必要であること。

(2) 薬局にご協力いただきたい内容 ※別紙3 フロー図参照

- ① 本県郡部事務所から、患者への対応方法等について相談があった際には、専門的な見地からのご助言等をお願いしたいこと。
- ② 本県郡部事務所から手交された薬剤一覧を持参した患者が来局した際には、その状況に応じ、服薬状況の確認や、服薬管理方法の見直しに向けた助言・指導、処方医に対する処方内容に関する疑義照会・相談などの専門的な対応を行っていただくとともに、対応結果について、可能な範囲（別紙1による報告等）で当該郡部事務所に共有をお願いしたいこと。

(別添1) 福岡県所管の郡部保健福祉(環境) 事務所一覧

※ 郡部において、令和9年1月以降3回指導・助言を行ってもなお、お薬手帳を持参しない患者につきましては、次の本県郡部事務所にご連絡をお願いします。

名称と管轄地区	郵便番号	所在地	電話番号
粕屋保健福祉事務所（保護第3課）	811-2318	糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26	092-939-1798
管轄地区：糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）			
東像・遠賀保健福祉環境事務所（保護第2課）	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西2丁目17-7	093-201-4187
管轄地区：遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）			
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（保護課）	822-0025	直方市日吉町9-10直方総合庁舎	0949-22-5695
管轄地区：嘉穂郡（桂川町） 鞍手郡（小竹町、鞍手町）			
田川保健福祉事務所（保護4課）	825-8577	田川市大字伊田3292-2田川総合庁舎	0947-42-9323
管轄地区：田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）			
北筑後保健福祉環境事務所（保護課）	838-0068	朝倉市甘木2014番地1朝倉総合庁舎	0946-22-3963
管轄地区：朝倉郡（筑前町、東峰村） 三井郡（大刀洗町）			
南筑後保健福祉環境事務所（保護課）	834-0063	八女市本村25八女総合庁舎	0943-22-6973
管轄地区：八女郡（広川町） 三潁郡（大木町）			
京築保健福祉環境事務所（保護第2課）	824-0005	行橋市中央1丁目2-1行橋総合庁舎	0930-23-3163
管轄地区：京都郡（苅田町、みやこ町） 築上郡（吉富町、上毛町、築上町）			

(別添2) (参考) 福岡県内各市の福祉事務所一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北九州市門司福祉事務所	801-8510	北九州市門司区清滝1-1-1	093-331-1896
北九州市小倉北福祉事務所	803-8510	北九州市小倉北区大手町1-1	093-582-3453
北九州市小倉南福祉事務所	802-8510	北九州市小倉南区若園5-1-2	093-951-1035
北九州市若松福祉事務所	808-8510	北九州市若松区浜町1-1-1	093-761-4673
北九州市八幡東福祉事務所	805-8510	北九州市八幡東区中央1-1-1	093-671-2814
北九州市八幡西福祉事務所	806-8510	北九州市八幡西区黒崎3-15-3	093-642-7395
北九州市戸畑福祉事務所	804-8510	北九州市戸畑区千防1-1-1	093-871-2334
福岡市東福祉事務所	812-8653	福岡市東区箱崎2-54-1	092-645-1092
福岡市博多福祉事務所	812-8512	福岡市博多区博多駅前2-8-1	092-402-1590
福岡市中央福祉事務所	810-8622	福岡市中央区大名2-5-31	092-718-1115
福岡市南福祉事務所	815-8501	福岡市南区塩原3-25-1	092-559-5011
福岡市城南福祉事務所	814-0192	福岡市城南区鳥飼6-1-1	092-833-4090
福岡市早良福祉事務所	814-8501	福岡市早良区百道2-1-36	092-833-4366
福岡市西福祉事務所	819-8501	福岡市西区内浜1-4-1	092-895-7083
大牟田市福祉事務所	836-8666	大牟田市有明町2-3	0944-41-2667
久留米市福祉事務所	830-8520	久留米市城南町15-3	0942-30-9023
直方市福祉事務所	822-8501	直方市殿町7-1	0949-25-2130
飯塚市福祉事務所	820-8501	飯塚市新立岩5-5	0948-22-5500
田川市福祉事務所	825-8501	田川市中央町1-1	0947-44-2000
柳川市福祉事務所	832-8601	柳川市本町87-1	0944-77-8526
八女市福祉事務所	834-8585	八女市本町647	0943-23-1350
筑後市福祉事務所	833-8601	筑後市大字山ノ井898	0942-65-7019
大川市福祉事務所	831-8601	大川市大字酒見256-1	0944-85-5532
行橋市福祉事務所	824-8601	行橋市中央1-1-1	0930-25-1111
豊前市福祉事務所	828-8501	豊前市大字吉木955	0979-82-1111
中間市福祉事務所	809-8501	中間市中間1-1-1	093-246-6247
小郡市福祉事務所	838-0198	小郡市小郡255-1	0942-72-2111
筑紫野市福祉事務所	818-8686	筑紫野市石崎1-1-1	092-923-1111
春日市福祉事務所	816-8501	春日市原町3-1-5	092-584-1125
大野城市福祉事務所	816-8510	大野城市曙町2-2-1	092-580-1855
宗像市福祉事務所	811-3492	宗像市東郷1-1-1	0940-36-7353
太宰府市福祉事務所	818-0198	太宰府市観世音寺1-1-1	092-921-2121
糸島市福祉事務所	819-1192	糸島市前原西1-1-1	092-323-1111
古賀市福祉事務所	811-3116	古賀市庄205	092-942-8290
福津市福祉事務所	811-3293	福津市中央1-1-1	0940-43-8188
うきは市福祉事務所	839-1393	うきは市吉井町新治316	0943-75-4962
宮若市福祉事務所	823-0011	宮若市宮田29-1	0949-32-9377
朝倉市福祉事務所	838-8601	朝倉市菩提寺412-2	0946-22-1111
嘉麻市福祉事務所	820-0292	嘉麻市岩崎1180-1	0948-42-7462
みやま市福祉事務所	835-8601	みやま市瀬高町小川5	0944-64-1528
那珂川市福祉事務所	811-1292	那珂川市西隈1-1-1	092-953-2211

くすりてちょう げんそくか
! 令和8年4月から原則化

いりょうきかん

じゅしんじ

医療機関の受診時や

やっきよく

りょうじ

かなら

薬局の利用時は必ず

くすりてちょう

お薬手帳をもってきてください

お薬手帳とは

- あなたが使っているすべての薬、副作用歴、アレルギー歴などを記録するための手帳です。
- スマートフォンで利用できるお薬手帳もあります。

お薬手帳のメリット

- 飲み合わせのチェックができ、副作用のリスクを減らす

1冊のお薬手帳で服薬状況を管理することで医師・薬剤師などがお薬手帳をみて副作用や飲み合わせ、薬の量が適切かどうかチェックすることができます。

- お薬の飲み方などを正しく理解できる

ご自身でも、お薬手帳をみることで、お薬の飲み方などを正しく理解できます。お薬を飲んだ後に体調の変化があれば、記入しておき、医師・薬剤師などに相談しましょう。

複数冊お薬手帳を持っている場合は1冊にまとめましょう。
また、お薬の飲み方やお薬手帳の使い方などわからないことがあれば薬剤師さんに相談しましょう。

（注意！）継続的にお薬手帳を持参しない場合は、福祉事務所から必要な指導が行われることとなります。受診・来局の際は必ずお薬手帳を持ってきてください。